

5月は毎月(きつき)と言われているですが、ツツジ科のサツキは5月頃花が咲くことからこの名前が付けられた。○か×か？

よくある資産税に関するQ&A

- Q** 地価が下落することにより、土地の税額も下がりますか？
- A** 地価の下落により、評価額が前年度より下がった土地でも、負担調整措置により税額が上昇する場合があります。
- 負担調整措置とは、平成9年度の税制改正により、負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)が高い土地は、税額を引き下げたり据え置く一方、負担水準が低い土地については、段階的に税額を引き上げていく仕組みのことです。
- また、土地の利用状況が変わったとき、地目が変更された場合は、税額も変わります。
- Q** すべての駐車場が雑種地として評価されますか？
- A** 駐車場が隣接する宅地と一体的に利用されている場合は宅地として評価します。道路の向い側にある独立した駐車場や貸駐車場などは雑種地として評価します。
- また、この場合においても市街化区域にある雑種地は、宅地と同価額の評価額となり、調整区域にある雑種地は、宅地の50%~70%(宅地比準)として評価します。
- Q** 平成21年9月に木造2階建て住宅を新築しましたが、平成25年度分からの固定資産税が高くなるのはなぜですか？
- A** 新築した家が一定の要件を満たすときは、居住部分120㎡までの税額が新たに課税されることになった年度から3年度分に限り、固定資産税額(家屋分)が2分の1に減額される特例があります。
- この場合、H22・23・24年度分については、この特例に該当し減額されていましたが、平成25年度分から減額がなくなります。なお、3階以上の中高層耐火住宅については、一定の要件を満たすときは5年間に限り、同様の減額措置があります。
- (平成25年度に減額期間が終了される方には、納税通知書とは別にはがきで通知します。)
- (長期優良住宅の認定を受けている新築家屋については、減額期間がさらに2年間延長されるようになりました。)

■平成25年度納税ごよみ (随時分として特別に納期限を定めることがあります。)

税目等	納期限	5/31	7/1	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	12/25	1/31	2/28
市県民税(普通徴収)			1期		2期		3期		4期		
固定資産税・都市計画税		1期		2期				3期		4期	
軽自動車税		1期									
国民健康保険税(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
介護保険料(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
後期高齢者医療保険料(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

口座振替が便利

納期を忘れたり、納めるのに金融機関に向いたりする必要がないので、大変便利です。次の取扱い金融機関窓口でお申し込みください。

- ・足利銀行・栃木銀行・ゆうちょ銀行・宇都宮農業協同組合・小山農業協同組合・足利小山信用金庫
- 三井住友銀行は介護保険料、後期高齢者医療保険料を除く

コンビニでも納付可能

納付書(バーコード付)で納付していただけます。ただし納期限を過ぎた納付書は使用できません。

国民健康保険税平等割 軽減の継続について

「特定世帯」への5年間の平等割軽減について、本年4月から、3年間は「特定継続世帯」として4分の1が軽減され継続されます。

詳しくは、6月号広報でお知らせします。

問い合わせ先

税務課 ☎(40)5554